



穀を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）  
 関税率表第一二〇・二四二号に掲げる物品のうち  
 関税率法第一三条第一項の規定の適用を受けないもの

(国内消費量の統計)

第七條の二 令第十五條（国内消費量の統計）に規定する財務省令で定める統計は、次に掲げる農林水産省又は独立行政法人農畜産業振興機構において作成する統計とする。

- 一 酪農品の需給動向
- 二 米穀の国内消費仕向量の動向
- 三 でん粉総合需給表
- 四 食肉流通統計
- 五 食肉保管状況調査

(生きてゐる豚の輸入数量の換算)

第七條の三 令第十九條第一項（豚肉等の輸入数量等の算出方法）において準用する令第十四條第一項（輸入数量の算出方法）及び令第十九條第二項に規定する財務省令で定めるところにより換算して得た数量は、生きてゐる豚に係る数量を一頭につき五十四キログラムとして換算して得た数量とする。

(所得額に関する統計等)

第七條の四 令第二十五條第一項第一号に規定する財務省令で定める統計は、国際復興開発銀行がその年の翌々年に公表する国ごとのその年の一人当たりの所得の額に関する統計（以下この項において「所得統計」という。）において所得分類がされている国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下この条において同じ。）については当該所得統計とし、当該所得統計において所得分類がされていない国についてはその国の政府機関又は他の適当な国際機関が公表するその年の一人当たりの所得の額に関する統計とする。

2 令第二十五條第一項第一号に規定する財務省令で定めるところにより算出する輸出額の割合は、世界貿易機関がその年の翌年に公表するその年の輸出額に関する統計に基づき算出した世界の輸出額の総額のうち占める国ごとの輸出額の割合とする。ただし、当該統計において国ごとの輸出額が公表されていない国の輸出額にあつては、その国の政府機関又は他の適当な国際機関が公表するその年の輸出額に関する統計によるものとする。

(物品の区分)

第七條の五 令第二十五條第四項の表の一の項及び二の項に規定する財務省令で定める物品の区分は、関税率法別表第一類から第二十四類までに該当する物品にあつては財務大臣が告示する輸入統計品目表の各統計番号に掲げる物品の区分とし、同法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品にあつては同表の各項に掲げる物品の区分（法第七條の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。）とする。

(完全に生産された物品の指定)

第八條 令第二十六條第一項第一号（原産地の意義）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 一の国又は地域（法第八條の二第一項又は第三項に規定する国又は地域をいう。以下同じ。）において採掘された鉱物性生産品
- 二 一の国又は地域において収穫された植物性生産品
- 三 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物（生きてゐるものに限る。）
- 四 一の国又は地域において動物（生きてゐるものに限る。）から得られた物品
- 五 一の国又は地域において狩猟又は漁獲により得られた物品
- 六 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的經濟水域の海域及び外国の排他的經濟水域の海域で採掘された水産物
- 七 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
- 八 一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収用のみに適するもの

九 一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくず  
 十一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品  
 （実質的な変更を加える加工又は製造の指定）

第九條 令第二十六條第一項第二号に規定する財務省令で定める加工又は製造は、法第八條の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関税率法別表の番号の項が当該物品の原料又は材料（令第二十六條の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品（別表において「原産品」という。）以外のもの（以下この条及び別表において「非原産品」という。）に限る。）の該当する同表の番号の項と異なることとなる加工又は製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらから成る操作を除く。

2 前項の規定の適用上、関税率法別表第五十類から第六十三類までに該当する物品にあつては、当該物品の生産に使用された非原産品からの加工又は製造（同項に定める加工又は製造に該当しないものに限る。）が同項に定める加工又は製造に該当するか否かを決定するに当たり、当該非原産品の総重量が当該物品の総重量の十パーセント以下の場合には、当該非原産品からの加工又は製造が同項に定める加工又は製造に該当するか否かは考慮しないものとする。

3 第一項の規定の適用上、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品にあつては、関税率法別表の関税率表の解釈に関する通則3により同表における当該物品の所屬が決定される場合には、当該所屬に基づいて、同項に定める加工又は製造に該当するか否かを決定する。

(原産地証明書の様式)

第十條 令第二十七條第一項（原産地の証明）に規定する原産地証明書の様式は、別紙様式第一のとおりとする。

2 令第三十條第一項又は第三項に規定する原産地証明書に添付すべき書類の様式は、別紙様式第二又は別紙様式第三のとおりとする。

(飼料の規格)

第十一條 令第三十三條の二（飼料の指定）に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料は、次に掲げる条件を備えた配合飼料とする。

一 関税率法施行規則第二條第一項各号（飼料の規格）に掲げる条件を備えたものであること。

二 原料品のうち関税率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（法第九條の二第一項（經濟連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品（同条第一項の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。）については、ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものととして使用されたものであること。

2 令第三十三條の二に規定する単一の原料品から成る飼料で財務省令で定める規格を備えるものは、次に掲げる原料品の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 関税率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品 ひと砕いたもの（小麦（政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二條（麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し）の規定により輸入するものであつて飼料の製造に使用するもの、同法第四十三條（輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し）の規定による連名による申込みに応じて行政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるものであつて飼料の製造に使用するもの並びに法第九條の二第一項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。）から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全重量の三十パーセント

ト以上のもの（以下この号において「ふすまを加えたもの」という。）に限る。）、ひき割りしたものの（ふすまを加えたものに限る。）、加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したもの  
 二 関稅定率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品 ひき割りしたもの、ひき割りしたものを、加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したもの（木材の指定）

第十二条 令別表第一第三十項から第三十二項までに規定する財務省令で定めるものは、アビュラ、アカジョアフリカ、アフロモシヤ、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アズベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジヨ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボテイ、ジェルトン、ジエキテイバ、ジョンコン、カプール、ケンバス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガニー、マコレ、マンデイオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラン、メルバウ、メルサウ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん）、バルダオ、パリスサンドルグアテマラ、パリスサンドルバラ、パリスサンドルリオ、パリスサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シボ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ及びイエローメランチとする。

別表（第九條關係）

關稅生產された物品

原産品としての資格を与えるための条件

第一類又は第二類に該当する物品以外の物品からの製造（加工を含む。以下この表において同じ。）

第三類に該当する物品以外の物品からの製造

第四類に該当する物品以外の物品からの製造

（一） 穀付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）のうち  
 卵黄以外のもの（乾燥したもの以外のものに限る。）

（二） その他のもの

第七食用の野菜、根及び塊茎

第八食用の果実及びナツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

第一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン  
 一 採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びびミールを除く。）  
 二 八

海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サテイウム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）  
 （一） 主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品  
 （二） こんにやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）  
 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸  
 塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシククナー（変性させてあるかないかを問わない。）のうち  
 植物性の液汁及びエキス

寒天  
 魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）のうち  
 海棲哺乳動物の油脂及びその分別物

パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）のうち  
 パームステアリン

肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品  
 第一類、第二類、第三類、第五類、第六類又は第七類に該当する物品以外の物品からの製造

（一） 牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%未満のもの（米を含むものに限る。）及びいか（調製し又は保存に適する処理をしたものであって、気密容器入り以外の米を含むものに限る。）  
 第一類、第二類、第三類、第五類、第六類又は第七類に該当する物品以外の物品からの製造

第一類、第二類、第三類、第五類、第六類又は第七類に該当する物品以外の物品からの製造



<p>一 九 〇 五</p>	<p>め加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。） パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしじかないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品</p>	<p>第七類、第八類、第一〇類、第一一類又は第一九類に該当する物品以外の製造</p>
<p>二 〇 一</p>	<p>（一） スイートビスケット及びあられ、せんべいその他これらに類する米菓並びにビスケット、クッキー及びクッキー並びに主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの （二） その他のもの</p>	<p>第一一類（別表第一九・〇五項の（二）に掲げる物品の原産地において第七類、第八類又は第一〇類に該当する物品から製造したものを除く。）又は第一九類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>二 〇 二</p>	<p>食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分</p>	<p>第七類、第八類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>二 〇 三</p>	<p>調製し又は保存に適する処理をしたマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）</p>	<p>第七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>二 〇 四</p>	<p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）</p>	<p>第七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>二 〇 五</p>	<p>（一） ヤングコーンコブ</p>	<p>第二〇・〇四項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）</p>
<p>二 〇 六</p>	<p>（二） その他のもの</p>	<p>第七類、第一〇類、第一一類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>二 〇 七</p>	<p>調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）</p>	<p>第七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>二 〇 八</p>	<p>（二） えんどう（ビスマ・サティウム）（砂糖を加えたものでさや付き以外のもの）及びさやを除いたささげ属類、第一二類、第一七類又は第二一類又はいんげんまめ属の豆（砂糖を加えたもので気密容器</p>	<p>第二〇・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）</p>
<p>入りのもの（豚肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマト調製品を含むものに限る。） （三） その他のもの</p>	<p>砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。） （二） ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） （一） ピーナツバター</p>	<p>第七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p>	<p>（二） コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物のうち コーヒー、茶又はマテをもととした調製品</p>	<p>第七類、第八類、第九類、第一二類、第一七類又は第二〇類に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>（一） ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの （二） その他のもの （三） しよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの</p>	<p>第四類、第一九類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>第二一・〇一項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造であつて、か</p>

	(i) その他のもの	つ、製造に使用した砂糖は原産品に限る。 第二一・〇一項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
二 一 〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタードのうち ソース、ソース用の調製品及び混合調味料	第二一・〇三項に該当する物品（マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタードを除く。）以外の物品からの製造（トマトを使用したものにあっては、原産品であるトマトからの製造に限る。）
二 一 〇四	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	第二一・〇二項から第二一・〇五項までに該当する物品（スイートコーン及びヤングコーンコブのものを除く。）及び第二一・〇四項に該当する物品以外の物品からの製造
二 一 〇五	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	第四類、第一九類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造
二 一 〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	第四類、第一九類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造
	(1) たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	第四類、第一九類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造
	(i) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇％以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）のもの	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造であつて、かくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）以外のものでしよ糖の含有量が全重量の五〇％以上のもの
	(ii) その他のもの	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
	(2) その他のもの	第四類、第一九類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造
	(i) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上の調製品	第四類、第一九類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造

	(i) その他のもの	第一一〇類、第一一類、第一九類又は第一一類に該当する物品以外の物品からの製造
	1 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇％を超える調製食料品	第七類、第八類、第一〇類、第一一類、第一二類、第一七類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造
	2 糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）	第七類、第八類、第一〇類、第一一類、第一二類、第一七類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造
	3 チューインガム	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
	4 こんにやく	第一二類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造
	5 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限る。）	第八類、第二〇類又は第二一類に該当する物品以外の物品からの製造
	i 果汁をもととした調製品（アルコール分が一％未満のものに限る。）	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限る。）及び第二一・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
	ii その他のもの	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五％を超えるものに限る。）及び第二一・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
	6 その他のもの	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
	i 砂糖を加えたもの	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
	ii おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のものと及びビタミンをもととした栄養補助食品	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
	二 その他のもの	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
	(一) しよ糖の含有量が全重量の五〇％未満のもの	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
	(二) その他のもの	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造であつて、かくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の重量が五〇〇グラム以下のもの（容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りにしたもので、容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のもの（容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）
	(B) その他のもの	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造であつて、かくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので、容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のもの（容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）、成分に変更を加えることなく小売用の容器入りにしたもので、容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のもの（容器とも一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）

	(a) 乳糖、乳たんばく又は乳脂肪を含有するもの	第四類、第七類、第八類、第一〇類、第一一類、第一二類、第一七類、第一九類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造
	(b) その他のもの	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造であつて、かつ、製造に使用した砂糖は原産品に限る。）
	ii その他のもの	第二一・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
二二・二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甜味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）のうち	第二二・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
二二・四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造
二二・五	スパークリングワイン並びにその他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの以外のもの（アルコール分が一％未満のものに限る。）	第二〇・〇九項又は第二二・〇四項に該当する物品以外の物品からの製造
二二・五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造
二二・六	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	第二二・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造
二二・九	アルコール分が一％未満のもの	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造
二二・九	アルコール分が一％未満のもの	第二二・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
二二・九	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキユール	第二二・〇七項又は第二二・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造
二二・九	(1) エチルアルコール及び蒸留酒	第八類、第二〇類又は第二二類に該当する物品以外の物品からの製造
二二・九	(2) 果汁をもととした飲料（アルコール分が一％未満のものに限る。）	第二二・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
二二・九	(3) その他のもの	第二二・〇九項又は第二二・一五項に該当する物品以外の物品からの製造
二二・九	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	第二二・〇九項又は第二二・一五項に該当する物品以外の物品からの製造
二二・九	飼料用に供する種類の調製品	第二三・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が四〇％以下となる製造に限る。）
二二・九	貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアルマラム	第二八・四三項に該当する物品からの製造（化学的変換を伴う製造に限る。）又は第二八・四三項に該当する物品以外の物品からの製造
二二・八	水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマールガムを除く。）のうち	第二八・五二項に該当する物品からの製造
二二・八	オルガノインオルガニック化合物	第二八・五二項のオルガノインオルガニック化合物以外の物品からの製造
二二・九	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体のうち	第二九・〇五項の金属アルコール以外の物品からの製造
二二・九	金属アルコール	第二九・〇五項の金属アルコール以外の物品からの製造
二二・九	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体のうち	第二九・〇六項の金属アルコール以外の物品からの製造
二二・九	金属アルコール	第二九・〇六項の金属アルコール以外の物品からの製造
二二・九	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	第二九・三二項に該当する物品からの製造（化学的変換を伴う製造に限る。）又は第二九・三二項に該当する物品以外の物品からの製造
二二・九	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	第二九・三三項に該当する物品からの製造（化学的変換を伴う製造に限る。）又は第二九・三三項に該当する物品以外の物品からの製造







<p>第四類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四二・〇五項又は第四二・〇六項に該当する物品を除く。）</p>	<p>製造しようとする物品と異なる関税（税率別表の項（第四二・〇五項を除く。）に属する物品からの製造</p>	<p>四 なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項の物品を除く。）のうち ドロップスキン以外のもの</p>	<p>第四三・〇一項又は第四三・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>四 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品</p>	<p>第四三・〇二項又は第四三・〇三項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>四 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）のうち かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものの</p>	<p>第四四・〇七項に該当する物品（かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものに限る。）以外の物品からの製造</p>	<p>四 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材のうち</p>	<p>第四四・〇七項、第四四・〇八項又は第四四・一二項に該当する物品以外の物品からの製造</p>	<p>四 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>第四四・一六項に該当する物品（木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）</p>	<p>四 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）</p>	<p>第四四・一六項に該当する物品（木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）</p>	<p>四 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）のうち</p>	<p>第四四・一八項に該当するセルラーウッドパネル以外の物品からの製造</p>	<p>四 セルラーウッドパネルを使用したもの</p>	<p>第四四・一八項に該当するセルラーウッドパネル以外の物品からの製造</p>	<p>四 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具のうち</p>	<p>第四四・二〇項に該当する物品（寄せ木し又は象眼した木材を除く。）以外の物品からの製造</p>
<p>四 寄せ木し又は象眼した木材以外のもの</p>	<p>第四四・二〇項に該当する物品（寄せ木し又は象眼した木材を除く。）以外の物品からの製造</p>	<p>四 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）のうち</p>	<p>第四六・〇一項に該当する物品（さなだその他これに類する組物材料から成る物品を除く。）以外の物品からの製造</p>	<p>五 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐすのうち 天然てぐす以外のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五 絹織物</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五 紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五 紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五 梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五 紡毛糸及び梳毛糸（織獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五 紡毛糸及び梳毛糸（織獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五 紡毛糸及び梳毛糸（織獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びびくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造</p>

<p>五 羊毛製又は織獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）</p>	<p>繊維及びくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五 粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンブヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五 紡毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>五 梳毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>五 毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>五 綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 綿糸（綿の重量が全重量の八五%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五 綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>五 綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）</p>	<p>生機からの製造</p>	<p>五 綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>五 生機からの製造</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>五 ろうけつ染めしたものの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 また、コームしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>						

<p>五 綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）</p> <p>二 ろうけつ染めしたものの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>生機からの製造</p>
<p>五 綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）</p> <p>二 ろうけつ染めしたものの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 その他の綿織物</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>二 ろうけつ染めしたものの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>生機からの製造</p>
<p>五 亜麻糸</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>三 紙系以外のもの</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>

<p>五 亜麻織物</p>	<p>又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>
<p>五 第三・〇三項のジュートその他の紡織用鞣皮繊維の織物</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙系の織物</p>	<p>紙、化学用品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>第五類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品（第五四・〇四項から第五四・〇六項までに該当する物品を除く。）</p> <p>(1) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの</p> <p>(2) その他のもの</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>
<p>五 合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>
<p>五 再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>化学用品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコムしてないものに限る。）からの製造</p>



<p>五 五 一五</p>	<p>(1) 絹の重量が全重量の10%を超えるもの  (2) その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維(生糸を除く)、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造  化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 一六</p>	<p>再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物  (1) 絹の重量が全重量の10%を超えるもの  (2) その他のもの</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維(生糸を除く)、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造  化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 〇一</p>	<p>紡織用繊維のウオッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維(フロック)、紡織用繊維のダスト及びミルネツプ</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造  化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 〇二</p>	<p>フェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの)  のであるかないかを問わない。</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造  化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 〇三</p>	<p>不織布(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの)  であるかないかを問わない。</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造  化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 〇四</p>	<p>ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆したものに限る。)並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品(ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。)のうち</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 〇五</p>	<p>金属を交えた糸(紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品)で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したものであるかないかを問わない。</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 〇六</p>	<p>ジンプヤーン(第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしんに使用したジンプヤーンを除く)、シェニールヤーン(フロックシェニールヤーンを含む。)及びルーブウエールヤーン</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 〇七</p>	<p>ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 〇八</p>	<p>結び網地(ひも又は綱から製造したものに限る。)及び漁網その他の網(製品にしたもので紡織用繊維製のものに限る。)</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造</p>
<p>五 〇九</p>	<p>糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品(他の項に該当するものを除く。)</p>	<p>化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紙、化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、</p>

第七類	第五じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（第五七・〇四項に該当する物品を除く。）	紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造
第五類	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はブロック加工したものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（紡織用繊維の短繊維及びくずにあつては、カードし又はコームしてないものに限る。）からの製造
第八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（くずからの製造）
第五類	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でゴム又はでん粉質の物質を塗布したものの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットフアンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（くずからの製造）
第九・五・〇二	タイヤコードフアブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）	紡織用繊維の糸からの製造
第九・五・〇一	ゴム又はプラスチックを染み込ませたもの	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（くずからの製造）
第九・五・〇三	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（くずからの製造）

第九・五・〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）	紡織用繊維の壁面被覆材
第九・五・〇五	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）	紡織用繊維の糸からの製造
第九・五・〇六	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類	紡織用繊維の糸からの製造
第九・五・〇七	紡織用繊維のしん（織り、組み又は編んだもので、ランブ用、ストープ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（くずからの製造）
第九・五・〇八	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（くずからの製造）
第九・五・〇九	伝動用又はコンベア用のベルト及びベルトリング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（くずからの製造）
第九・五・〇一	紡織用繊維の物品及び製品（技術的用途に供するもので、この類の注7のものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（くずからの製造）
第六類	メリヤス編物及びクロセ編物	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（くずからの製造）
第六類	第一類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維（くずからの製造）
第六類	第二類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）（第六二・一三項から第六二・一七項までに該当する物品を除く。）	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維又は紡織用繊維（くずからの製造）
第六類	ハンカチ	化学品、第四七・〇一項から第四七・〇六項までに該当する物品、紡織用天然繊維又は紡織用繊維（くずからの製造）

六 二 一四	ショール、スカーフ、マフラー、マンティイラ、ベールその他これらに類する製品	七 〇六項まで若しくは第五〇・〇一項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造	六 二 一五	ネクタイ	紡織用繊維の糸からの製造	六 二 一六	手袋、ミトン及びミット	紡織用繊維の糸からの製造	六 二 一七	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）	紡織用繊維の糸からの製造	第三類	第六紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ（第六三・〇八項又は第六三・〇九項に該当する物品を除く。）	第六紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ（第六三・〇八項又は第六三・〇九項に該当する物品を除く。）	六 三 〇八	織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しないかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、ししゅうを施したテーブルクロス又はナブキンその他これらに類する織物天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造）	六 四	第六履物及びギートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	製造しようとする物品と異なる関税率別表の項（第六四・〇六項を除く。）に属する物品からの製造	六 五 〇四	帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	第六五・〇二項又は第六五・〇四項に該当する物品以外の物品からの製造	六 五 〇五	帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）のうち	第六五・〇一項に該当する物品及び第六五・〇五項に該当する物品（フェルト製の帽子（第六五・〇一項の帽子又はプラトウから作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないか又はトリミングしてあるかないか）
--------------	---------------------------------------	--	--------------	------	--------------	--------------	-------------	--------------	--------------	---	--------------	-----	---	---	--------------	---	--------	---------------------------------	---	--------------	--	-----------------------------------	--------------	---	---

六 一	傘（つえ兼用傘、ビーチパラソルその他これらに類するものを含む。）	第六六・〇一項に該当する物品以外の物品（非原産品割合が五〇％以下となる製造に限る。）	六 〇 一	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	第七〇・〇三項から第七〇・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造	七 〇 七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	第七〇・〇三項から第七〇・〇七項に該当する物品以外の物品からの製造	七 〇 三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・〇一項又は第七〇・〇一八項のものを除く。）のうち	第七〇・〇一三項に該当する物品からの製造（使用された非原産品の価格の生産された物品の価格のうちを占める割合が五〇％以下となるカット加工に限る。）又は第七〇・〇一三項に該当する物品以外の物品からの製造	七 一 六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	第七一・〇一項から第七一・〇四項までに該当する物品（加工してないものに限る。）からの製造	七 一 七	身辺用模造細貨類	第七一・〇七項に該当する物品以外の物品（金属製のくさりを除く。）からの製造	七 二 〇七	鉄又は非合金鋼の半製品	第七二・〇六項又は第七二・〇七項に該当する物品以外の物品からの製造	七 二 〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	第七二・〇七項、第七二・〇八項又は第七二・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造	七 二 〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	第七二・〇七項から第七二・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造	七 二 一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	第七二・〇七項から第七二・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造	七 二 一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）	第七二・〇七項から第七二・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造	七 二 一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・〇七項から第七二・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造
--------	----------------------------------	--	-------------	--	-----------------------------------	-------------	--------------------------	-----------------------------------	-------------	--	---	-------------	---------------------------------------	--	-------------	----------	---------------------------------------	--------------	-------------	-----------------------------------	--------------	--	---	--------------	--	-----------------------------------	--------------	---	-----------------------------------	--------------	---	-----------------------------------	--------------	---	-----------------------------------



七 二 一	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	第七二・〇七項、第七二・一三項又は第七二・一四項に該当する物品以外の物品からの製造
七 二 一	鉄又は非合金鋼の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。）	第七二・〇七項、第七二・一三項又は第七二・一四項に該当する物品以外の物品からの製造
七 一 五	鉄又は非合金鋼のその他の棒	第七二・〇七項又は第七二・一三項から第七二・一五項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 一 六	鉄又は非合金鋼の形鋼	第七二・〇七項から第七二・一六項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 一 七	鉄又は非合金鋼の線	第七二・一三項から第七二・一五項までに又は第七二・一七項に該当する物品以外の物品からの製造
七 一 九	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・一九項に該当する物品以外の物品からの製造
七 二 〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・一九項に該当する物品及び第七二・二〇項に該当する物品以外の物品からの製造
七 二 一	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	第七二・一八項に該当する半製品、第七二・二二項に該当する物品及び第七二・二二項に該当する物品以外の物品からの製造
七 二 二	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	第七二・一八項に該当する半製品、第七二・二二項に該当する物品及び第七二・二二項に該当する物品以外の物品からの製造
七 二 三	（一） 棒	第七二・一八項に該当する半製品、第七二・二二項に該当する物品及び第七二・二二項に該当する物品以外の物品からの製造
七 二 四	（二） 形鋼	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・一九項から第七二・二二項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 二 五	ステンレス鋼の線	第七二・二二項から第七二・二三項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 二 六	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項に該当する物品以外の物品からの製造
七 二 七	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二五項に該当する物品及び第七二・二五項に該当する物品以外の物品からの製造
七 二 八	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二五項に該当する物品、第七二・二六項に該当する物品及び第七二・二八項に該当する物品以外の物品からの製造
七 二 九	（一） 形鋼	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二五項に該当する物品、第七二・二六項に該当する物品及び第七二・二八項に該当する物品以外の物品からの製造
七 三 〇	（二） その他のもの	第七二・二四項に該当する半製品、第七二・二七項に該当する物品及び第七二・二八項に該当する物品以外の物品からの製造
七 三 一	その他合金鋼の線	第七二・二七項から第七二・二九項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 三 二	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせるものかを問わない。）及び溶接形鋼	第七二・〇七項から第七二・一二項までに又は第七二・一六項に該当する物品、第七二・一八項に該当する半製品、第七二・一九項、第七二・二〇項又は第七二・二二項に該当する物品、第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項、第七二・二六項、第七二・二八項又は第七二・三〇項に該当する物品以外の物品からの製造
七 三 三	レール、ガードレール、ラックレール及びトンダレール、轆差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）	第七二・〇六項に該当する物品、第七二・一八項に該当する物品（半製品を除く。）及び第七二・二四項に該当する物品（半製品を除く。）からの製造
七 三 四	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鋳鉄製のものを除く。）	第七二・一八項及び第七二・二四項を除く。）又は第七三類に該当する物品以外の物品からの製造
七 三 五	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもの。外径が四〇・四ミリメートルを超えるものに限る。）	第七二・一八項及び第七二・二四項を除く。）又は第七三類に該当する物品以外の物品からの製造

七 三 〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）	第七二類（第七二・〇七項、第七二・一八項及び第七二・二四項を除く。）又は第七三類に該当する物品以外の物品からの製造
七 三 二	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七二・一七項、第七二・二三項、第七二・二九項又は第七三・一二項に該当する物品以外の物品からの製造
七 三 一	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよつた二重線で柵に使用する種類のもの	第七二・一七項、第七二・二三項、第七二・二九項又は第七三・一三項に該当する物品以外の物品からの製造
七 〇二	粗銅及び電解精製用陽極銅	第七四・〇一項又は第七四・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造
七 〇三	精製銅又は銅合金の塊	第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 〇四	銅の棒及び形材	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 〇七	銅の線	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 〇八	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリの製造）	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造
七 〇九	銅の厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	第七四・〇七項から第七四・一〇項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 一〇	銅の厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	第七四・〇七項から第七四・一〇項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 一四	銅製の管	第七四・〇七項、第七四・〇九項又は第七四・一一項に該当する物品以外の物品からの製造
七 一五	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	第七四・〇七項に該当する物品（形材を除くものとし、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限る。）第七四・〇八項又は第七四・〇九項に該当する物品（横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限る。）及び第七四・一三項に該当する物品以外の物品からの製造
七 一六	ニッケルの塊	第七五・〇一項又は第七五・〇二項に該当する物品以外の物品からの製造
七 一七	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク	第七八・〇四項に該当する物品及び第七八・〇六項に該当する物品（鉛
七 一八	アルミニウム製の管継手（例えば、カップリング、エルボー及びブスリーブ）	第七六・〇四項、第七六・〇六項、第七六・〇八項又は第七六・〇九項に該当する物品以外の物品からの製造
七 一九	アルミニウム製の管	第七六・〇四項、第七六・〇六項又は第七六・〇八項に該当する物品以外の物品からの製造
七 二〇	アルミニウムのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	第七六・〇四項から第七六・〇七項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 二一	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。）	第七六・〇四項又は第七六・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造
七 二二	アルミニウムの線	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 二三	アルミニウムの棒及び形材	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 二四	電気めつき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含む。）	第七五・〇一項に該当するカソード及び第七五・〇五項から第七五・〇八項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 二五	その他のニッケル製品のうち	第七五・〇五項から第七五・〇七項までに該当する物品以外の物品からの製造
七 二六	ニッケル製の管及び管継手（例えば、カップリング、エルボー及びブスリーブ）	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造
七 二七	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造
七 二八	ニッケルの棒、形材及び線	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造
七 二九	ニッケルの塊	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造
七 三〇	鉛の塊	第七八・〇四項に該当する物品及び第七八・〇六項に該当する物品（鉛

<p>○七 ○八 ○六</p>	<p>その他の鉛製品のうち</p>	<p>の棒、形材及び線に限る。) 以外の物品からの製造</p>
<p>○七</p>	<p>鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)</p>	<p>第七八・〇四項に該当する物品及び第七八・〇六項に該当する物品(鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)並びに鉛の棒、形材及び線に限る。)以外の物品からの製造</p>
<p>○七 ○九 ○四</p>	<p>鉛の棒、形材及び線</p>	<p>第七八・〇四項に該当する物品及び第七八・〇六項に該当する物品(鉛の棒、形材及び線に限る。)以外の物品からの製造</p>
<p>○七 ○九 ○五</p>	<p>亜鉛の棒、形材及び線</p>	<p>第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>○七 ○九 ○七</p>	<p>その他の亜鉛製品のうち</p>	<p>第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>○七 ○九 ○三</p>	<p>亜鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)</p>	<p>第七九・〇四項又は第七九・〇五項に該当する物品及び第七九・〇七項に該当する物品(亜鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)に限る。)以外の物品からの製造</p>
<p>○七 ○八 ○三</p>	<p>すずの棒、形材及び線</p>	<p>第八〇・〇三項に該当する物品及び第八〇・〇七項に該当する物品(すずの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。))以外の物品からの製造</p>
<p>○七 ○八 ○七</p>	<p>その他のすず製品のうち</p>	<p>第八〇・〇三項に該当する物品及び第八〇・〇七項に該当する物品(すずの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。))以外の物品からの製造</p>
<p>○七 ○八 ○七</p>	<p>すずの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。))</p>	<p>第八〇・〇三項に該当する物品及び第八〇・〇七項に該当する物品(すずの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。))以外の物品からの製造</p>

  

<p>第九類</p>	<p>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品(第九〇・〇一項又は第九〇・〇三項に該当する物品を除く。)</p>	<p>第八〇・〇三項に該当する物品及び第八〇・〇七項に該当する物品(すずの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。))並びにすずのはく(補強材の厚さを除く。))が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるか(補強材の厚さを除く。))が〇・二ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。))、粉及びフレークに限る。))以外の物品からの製造</p>
<p>第八類</p>	<p>すず製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)</p>	<p>第八〇・〇三項に該当する物品及び第八〇・〇七項に該当する物品(すずの板、シート及びストリップ(厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限る。))並びにすず製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)に限る。))以外の物品からの製造</p>
<p>第八類</p>	<p>その他の卑金属及びサメット並びにこれらの製品(第八一・一三項に該当する物品を除く。)</p>	<p>製造しようとする物品の関税率法別表の項に属する物品(塊を除く。))以外の物品からの製造</p>
<p>第八類</p>	<p>電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び付属品</p>	<p>使用した非原産品のうち、生産された物品と異なる関税率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうち占める割合が四〇%以下となり、かつ、生産された物品と同じ関税率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうち占める割合が五%以下となる製造</p>
<p>第八類</p>	<p>鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び付属品</p>	<p>使用した非原産品のうち、生産された物品と異なる関税率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうち占める割合が四〇%以下となり、かつ、生産された物品と同じ関税率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうち占める割合が五%以下となる製造</p>
<p>第九類</p>	<p>光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品(第九〇・〇一項又は第九〇・〇三項に該当する物品を除く。)</p>	<p>使用した非原産品のうち、生産された物品と異なる関税率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうち占める割合が四〇%以下となり、かつ、生産された物品と同じ関税率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうち占める割合が五%以下となる製造</p>

<p>第九類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>物品と同じ関税率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうちを占める割合が5%以下となる製造</p>
<p>第九類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する諸物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物（第九四・〇四項から第九四・〇六項までに該当する物品を除く。）</p>	<p>生産された物品と異なる関税率法別表の項に属する物品からの製造（第九四・〇四項に該当する物品からの製造を除く。）</p>
<p>第九類 アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限り。）及び製品（これらの材料から製造したものに限り。）とし、成形により得た製品を含む。）のうち</p>	<p>第九六・〇一項に該当する物品（加工品を除く。）以外の物品からの製造</p>
<p>第九類 ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）のうち</p>	<p>第九六・〇三項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が50%以下となる製造に限る。）</p>
<p>第九類 動力駆動式でない手動床掃除機</p>	<p>第九六・〇三項に該当する動力駆動式でない手動床掃除機以外の物品からの製造</p>
<p>第九類 ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク</p>	<p>第九六・〇六項に該当する物品以外の物品からの製造（非原産品割合が50%以下となる製造に限る。）</p>
<p>第九類 ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キ</p>	<p>ヤップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）のうち 万年筆その他のペン及びペン軸 第九六・〇八項に該当する物品（ペン先及びニブポイントを除く。）以外の物品からの製造</p>

<p>第九類 魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限り。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）</p>	<p>第七〇・二〇項に該当する物品（魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶に限る。）及び第九六・一七項に該当する物品以外の物品からの製造</p>
<p>第九類 喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品のうち木製の喫煙用パイプ及びパイプボール</p>	<p>第九六・一四項に該当する物品（粗く成形した木製ブロックを除く。）以外の物品からの製造</p>

備考

- 一 この表の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。
  - (一) 「化学品」とは、関税率法別表第二八類から第三九類までに該当する物品で、紡織用繊維の製造の用に供するものをいう。
  - (二) 「織物類又は編物」とは、関税率法別表第五〇類から第五六類まで及び第五八類から第六〇類までに該当する織物、フェルト、不織布、メリヤス編物、クロセ編物又はレースをいう。
  - (三) 「非原産品の価格」とは、非原産品の特惠受益国に輸入された際の課税価格（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一「A」の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に基づいて計算される価格（当該非原産品が当該特惠受益国の輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用を含む。）又はこれに準ずる価格）をいい、当該課税価格を確認することができない物品については、特惠受益国において対価として支払われたことを確認することができる最初の支払いに係る価格をいう。
  - (四) 「生産された物品の価格」とは、特惠受益国から輸出される物品の当該国の輸出港における本船甲板渡し価格（輸出の際に軽減、免除又は払戻しを受けるべき内国消費税の額を除く。）又はこれに準ずる価格をいう。
  - (五) 「非原産品割合」とは、原料又は材料として使用された非原産品の価格が生産された物品の価格のうちを占める割合をいう。
- 二 この表の各項において、同表の下欄において製造につき非原産品割合が一定の率以下となることと必要とされる条件（以下「定率基準」という。）を定める項の中欄に掲げる物品（以下「製品」という。）の原料又は材料として使用された物品（以下「中間生産品」という。）が定率基準を定める他の項の中欄に掲げる物品に該当するときは、当該製品に係る定率基準を定める項の適用については、当該中間生産品の生産に使用された原産品及び非原産品は、製品の生産に直接に使用されたものとみなす。
- 三 この表の下欄において定率基準以外の条件は、中欄に掲げる物品の生産に使用される原料又は材料のうち原産品については、適用されない。
- 四 この表の下欄に記載する紡織用天然繊維及び人造繊維の短繊維には、これらの繊維と人造繊維の長繊維（当該欄にこれらの繊維と第五〇・〇一項に該当する物品とがあわせて記載されている場合には、生糸又は人造繊維の長繊維）とを混ぜたものは含まない。

五 関税率別表第六一類から第六三類までに該当する物品が原産品であるか否かを決定するに  
 当たり、物品の生産に使用された原料又は材料であつて同表第五〇類から第六三類までに該当し  
 ないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

別紙様式第1

別紙様式第1

1. 輸出者（氏名、住所及び国名）		番 号 一 般 特 恵 制 度 原 産 地 証 明 書 (申告及び証明兼用) 様 式 A 発給国.....	
2. 輸入者（氏名、住所及び国名）			
3. 輸送の手段及び経路（判明してい る限り記入すること。）		4. 公用欄	
5. 項目番 号	6. 包装の記 号及び番 号	7. 包装の個数 及び種類並 びに品名	8. 原産 地基 準
			9. 総重 量又 はそ 他の 数 量
			10. 仕入 書の 番号 及び 日付
11. 証 明 監督の結果、輸出者による申告 は正確であることを証明する。		12. 輸出者の申告 下記の者は、上記の記載内容が 正確であり、すべての物品が..... ..... (国 名) において生産され、かつ、当該物 品が下記輸入国における一般特恵 制度の原産地基準に合致するもの であることを申告する。 ..... (輸 入 国) 作成地、作成年月日及び署名権限ある 者の署名	
作成地、作成年月日、署名及び証明機 関印		作成地、作成年月日及び署名権限ある 者の署名	

備考

- 1 用紙は、一平方メートル当たりの重量が25グラム以上である上質紙（大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル（日本産業規格A列4番）のものに限る。）で証券印刷の方法により緑色の彩紋を施したものとする。
- 2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。

別紙様式第2

別紙様式第2

原産地証明書の添付書類 番号..... 原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に 関する証明書（原産地証明書番号.....） 発給国.....			
輸 出 物 品		日 本 从 輸 入 さ れ た 原 料	
品 名	数 量	品 名	数 量
証 明 監督の結果、輸出者による申告は正 確であることを証明する。		輸 出 者 の 申 告 下名の者は、上記の記載内容が正確 であることを申告する。	
作成地、作成年月日、署名及び証明機 関印		作成地、作成年月日及び署名権限のあ る者の署名	

備考

- 1 用紙は、一平方メートル当たりの重量が25グラム以上である上質紙（大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル（日本産業規格A列4番）のものに限る。）とする。
- 2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。

別紙様式第3

原産地証明書の添付書類 番号.....  
 累積加工・製造証明書（原産地証明書番号.....）  
 発給国.....

原 材 料				製 品			
生産国	品 名	数量	価額	生産国	品 名	数量	価額
<p><u>証明</u></p> <p>監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。</p> <p>.....</p> <p>作成地、作成年月日、署名及び証明機関印</p>				<p><u>輸出者の申告</u></p> <p>下名の者は、上記の記載内容が正確であることを申告する。</p> <p>.....</p> <p>作成地、作成年月日及び署名権限のある者の署名</p>			
<p>備考</p> <p>1 用紙は、一平方メートル当りの重量が25グラム以上である上質紙（大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル（日本産業規格A列4番）のものに限る。）とする。</p> <p>2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。</p>							

附則抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 国産原油及び輸入原油の平均購入価格の算出方法に関する省令（昭和四十三年大蔵省令第六十二号）は、廃止する。

附則（昭和四四年二月二六日大蔵省令第六二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年五月一日大蔵省令第三九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月二二日大蔵省令第四九号）抄

この省令は、昭和四五年七月一日から施行する。

附則（昭和四五年六月二二日大蔵省令第五〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年二月二八日大蔵省令第七四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年四月一日大蔵省令第一九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年七月八日大蔵省令第五三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年七月二二日大蔵省令第五五号）抄

この省令は、昭和四六年八月一日から施行する。

附則（昭和四六年八月三一日大蔵省令第六二号）抄

この省令は、公布の日から施行し、関税暫定措置法施行令第二十一条の二十二に定める特別精製業者が昭和四十六年四月一日以後に購入した国産原油及び輸入原油について適用する。

附則（昭和四七年二月一八日大蔵省令第五五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年三月三一日大蔵省令第一四号）抄

この省令は、昭和四七年四月一日から施行する。

附則（昭和四七年七月二四日大蔵省令第六三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の次に三条を加える改正規定は、昭和四十七年九月一日から施行する。

附則（昭和四七年二月二〇日大蔵省令第八三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四八年二月一日大蔵省令第七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四八年三月三一日大蔵省令第一九号）抄

この省令は、昭和四八年四月一日から施行する。

附則（昭和四九年一月一四日大蔵省令第二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四九年三月三〇日大蔵省令第二〇号）抄

この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附則（昭和四九年七月一六日大蔵省令第四六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年三月三一日大蔵省令第一三三号）抄

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五〇年一〇月二二日大蔵省令第三七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年三月三一日大蔵省令第一四号）抄

1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附則（昭和五四年三月三一日大蔵省令第二一号）抄

この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 改正前の別表第二及び別表第三に掲げる物品で、改正後の別表第二及び別表第三に掲げる物品に該当しないものについては、昭和五十四年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和五五年三月三一日大蔵省令第二三三号）抄

この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 改正前の別表第二に掲げる物品で、改正後の別表第二に掲げる物品に該当しないもの及び改正前の別表第四に掲げる物品に係る関税の免除については、昭和五十五年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和五五年一〇月二二日大蔵省令第四二二号）抄

この省令は、関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日（昭和五十六年一月一日）から施行する。ただし、第一条中関税率法施行規則第十三条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法施行規則第九条の改正規定及び同令別表第五を同令別表第四とする改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年三月三一日大蔵省令第一〇号）抄

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 改正前の別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる物品で、改正後の別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和五十六年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和五八年三月三一日大蔵省令第二二二号）抄

この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附則（昭和五九年三月三一日大蔵省令第二二二号）抄

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 改正前の第五条に掲げる物品で、改正後の第五条に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和五十九年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年三月三〇日大蔵省令第一七号）抄

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 改正前の別表第二に掲げる物品で、改正後の別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年二月二六日大蔵省令第六一号）抄

この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 改正前の第二条に掲げる物品で、改正後の第二条に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十一年十二月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六一年三月三一日大蔵省令第一三三号）抄

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 改正前の第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品で、改正後の第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十一年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六二年三月三一日大蔵省令第一六号）抄

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

1 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 改正前の別表第二に掲げる物品で、改正後の別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十一年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六二年三月三一日大蔵省令第一六号）抄

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 改正前の第五条、別表第一、別表第二及び別表第三に掲げる物品で、改正後の第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十二年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（昭和六十二年一月一六日大蔵省令第五六号）  
この省令は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附則（昭和六十二年三月三一日大蔵省令第一七号）  
この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正前の関税暫定措置法施行規則別表第二に掲げる物品で、同条の規定による改正後の関税暫定措置法施行規則別表第二に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、昭和六十三年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（平成二年三月三一日大蔵省令第二二号）抄  
この省令は、平成二年四月一日から施行する。

3 第二条の規定による改正前の関税暫定措置法施行規則第二条、第五条、別表第一及び別表第二に掲げる物品で、第二条の規定による改正後の関税暫定措置法施行規則第一条、第二条及び第五条に掲げる物品に該当しないものに係る関税の免除については、平成二年三月三十一日までに輸入されたものに限り、なお従前の例による。

附則（平成三年三月三一日大蔵省令第一四号）  
この省令は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表第三〇三・〇五項、第二二・〇六項及び第三五・〇二項の改正規定は、平成四年一月一日から施行する。

附則（平成五年三月三一日大蔵省令第四三三号）  
この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附則（平成五年五月一〇日大蔵省令第九四号）  
この省令は、平成五年十一月一日から施行する。

附則（平成七年三月三一日大蔵省令第二八号）  
この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年二月二七日大蔵省令第八九号）  
この省令は、平成八年一月一日から施行する。

附則（平成八年三月三一日大蔵省令第二四号）抄  
（施行期日）  
この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成八年九月三〇日大蔵省令第五六号）  
この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附則（平成九年三月三一日大蔵省令第三四号）抄  
この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成十一年三月三一日大蔵省令第四八号）  
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成十二年七月二二日大蔵省令第六五号）  
この省令は、平成十三年三月一日から施行する。

附則（平成十二年八月二二日大蔵省令第六九号）抄  
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十三年三月三一日財務省令第三九号）  
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年二月五日財務省令第六三三号）  
この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

附則（平成十四年三月三一日財務省令第二九号）  
この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成十五年三月三一日財務省令第四三三号）  
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年九月三〇日財務省令第九九号）  
この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成十八年三月三一日財務省令第三二二号）  
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成十八年一月一日財務省令第六九号）  
この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

附則（平成十九年三月三一日財務省令第二八号）抄  
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十一年三月三一日財務省令第二五号）抄  
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年三月三一日財務省令第一二二号）  
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十三年一月三〇日財務省令第八三三号）  
この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附則（平成二十四年三月三一日財務省令第三五五号）抄  
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十六年二月二二日財務省令第九三三号）  
この省令は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十七年三月三一日財務省令第四二二号）  
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月三一日財務省令第三一三号）  
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条中関税暫定措置法施行規則別表の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

附則（平成二十八年六月一七日財務省令第五五号）  
この省令は、関税率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二十九年一月二五日財務省令第一号）  
この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二十九年三月三一日財務省令第三五五号）抄  
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日財務省令第九九号）抄  
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年七月二二日財務省令第五三三号）  
この省令は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、本則中第三条の改正規定及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二四日財務省令第八号）  
（施行期日）  
この省令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）  
この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り

2 續い使用することができる。